

第 2 8 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件各審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

第 3 に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）は、いずれも審査請求人が、条例に基づいて実施機関に対して行った、電子メールの請求に対する非公開決定に係るものであり、本件各審査請求のいずれにおいても本件各処分の対象となる実施機関の電子メールの公開を求めるものである。

したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各審査請求について、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

審査請求①	公開請求日	平成28年 9月 5日
	請求内容	「2010年10月18日付け送信メール」に記載された先般メール全て（閲覧は原本） （以下「本件公開請求①」という。）
	決定通知日	平成28年 9月13日
	決定内容	非公開決定
	公開しない理由	本件公開請求①に係る行政文書については、実施機関においてこれを作成又は取得しておらず、当該文書の不存在により非公開とします。
	審査請求日	平成28年10月 5日
審査請求②	公開請求日	平成28年 9月 5日
	請求内容	「平成22年11月18日付け起案文書」に記載された送受信メール全て（閲覧を原本） （以下「本件公開請求②」という。）
	決定通知日	平成28年 9月13日
	決定内容	非公開決定
	公開しない理由	本件公開請求②に係る行政文書については、実施機関においてこれを作成又は取得しておらず、当該文書の不存在により非公開とします。
	審査請求日	平成28年10月 5日

審査請求③	公開請求日	平成28年 9月 5日
	請求内容	「平成23年 2月 1日付け起案文書」に記載された送受信メール全て（閲覧を原本）（以下「本件公開請求③」という。）
	決定通知日	平成28年 9月13日
	決定内容	非公開決定
	公開しない理由	本件公開請求③に係る行政文書については、実施機関においてこれを作成又は取得しておらず、当該文書の不存在により非公開とします。
	審査請求日	平成28年10月 5日
審査請求④	公開請求日	平成28年 9月 5日
	請求内容	「2011年 3月23日付け送信メール」に記載された次の送受信メール全て（閲覧は原本） 1 『「ご出席できない場合のみ」当メールあて 3月24日（木）までにご返信』に当たるメール 2 「別途、メールにて調査委員会の報告書を送付」に当たるメール （以下「本件公開請求④」という。）
	決定通知日	平成28年 9月13日
	決定内容	非公開決定
	公開しない理由	本件公開請求④に係る行政文書については、実施機関においてこれを作成又は取得しておらず、当該文書の不存在により非公開とします。
	審査請求日	平成28年10月 5日

第 4 実施機関の主張

上記第 3の公開しない理由に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

1 審査請求①について

本件公開請求①は、ハラスメント審査会の出欠の確認に係る、人事係担当者から各委員宛の送受信メール（以下「本件行政文書①」という。）を請求していると思われる。

しかしながら、本件行政文書①は残されておらず、存在しない。

2 審査請求②について

本件公開請求②は、ハラスメント申立に係る事実関係の調査に係る依頼文書を申立人に送付する前に、人事係担当者から全委員に確認をした際の送受信メール（以下「本件行政文書②」という。）を請求していると思われる。

しかしながら、本件行政文書②は残されておらず、存在しない。

3 審査請求③について

本件公開請求③は、ハラスメント申立に係る事実関係の調査に係る依頼文書を申立人に送付する前に、人事係担当者から全委員に確認をした際の送受信メール（以下「本件行政文書③」という。）を請求していると思われる。

しかしながら、本件行政文書③は残されておらず、存在しない。

4 審査請求④について

本件公開請求④は、ハラスメント審査会委員から人事係担当者宛の欠席の連絡に係る送受信メール及び人事係担当者からハラスメント委員に調査委員会の報告書を送付した際の送受信メール（以下「本件行政文書④」という。）を請求しているものと思われる。

しかしながら、本件行政文書④は残されておらず、存在しない。

第 5 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件各処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 本件各審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 公開請求対象メールは、全て既に開示された送信メール及び起案文書に記載されているものであり、明らかに存在するはずである。行政文書非公開決定通知書の「公開しない理由」のとおり「実施機関において作成又は取得しておらず、不存在」ということであれば、既に開示された送信メール及び起案文書全てが虚偽公文書ということになる。

(2) 実施機関の弁明書に記載の「本件開示請求に係る送受信メールは残されておらず、存在しない」及び「本件開示請求に係る行政文書は、実施機関において作成又は取得していない」との記載が正しいとすれば、名古屋市情報あんしん条例施行規程第43条に抵触することとなり、公文書毀棄にもあたる。

(3) 「先般メールにて送付」、「別途、メールにて送付」との記載があるにもかかわらず、当該メールが公開されないのはおかしい。非公開理由が、

作成していないとの理由は理解し難い。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件行政文書①から④の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書①から④について

(1) 本件行政文書①から④は、審査請求人があらかじめ入手した実施機関の電子メール又は起案文書（以下「本件起案文書等」という。）の記載からその存在をうかがわせる電子メールである。

ア 本件行政文書①について

実施機関の職員が平成22年10月18日に送信したハラスメント審査会の開催案内に関する電子メールに、「先般メールにてハラスメント審査会の開催について出席の可否についてお尋ねいたしました」と記載されている。本件行政文書①は、この「メール」に相当する電子メールである。

イ 本件行政文書②について

実施機関の職員が平成22年11月18日付けで起案した、ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）に、「本文書については、全委員にメールにて事前確認済みです」と記載されている。本件行政文書②は、この「メール」に相当する電子メールである。

ウ 本件行政文書③について

実施機関の職員が平成23年 2月 1日付けで起案した、ハラスメント申立に関する事実関係の調査について（依頼）に、「本書については、全委員にメールにて事前確認済みです」と記載されている。本件行政文書③は、この「メール」に相当する電子メールである。

エ 本件行政文書④について

実施機関の職員が平成23年 3月23日に送信したハラスメント審査会の開催案内に関する電子メールに、「3月24日（木）までにご返信いただきますようお願い申し上げます」、「別途、メールにて調査委員会の報告書を送付させていただきます」と記載されている。本件行政文書④は、これらの「メール」に相当する電子メールである。

(2) 当審査会の調査によると、本件行政文書①から④に関し、次の事実が認められる。

ア 実施機関には、電子メールの管理に特化した規程は存在しないが、情報の保護及び管理に関し必要な事項を定めた公立大学法人名古屋市立大学情報あんしん条例施行規程（以下「施行規程」という。）が存在する。

施行規程は、電子情報の管理についても定めており、電子情報とは、実施機関の保有する情報のうち、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものであり、電子メールは電子情報に含まれるとされている。

実施機関において、その性質から行政文書として管理すべき電子メールは、施行規程に基づき管理されている。

イ 一方、電子メールのうち、電話やFAX等と同じく一つの連絡手段として使用するために作成された電子メールは、その内容が連絡事項のみのものも多くあると思料され、実施機関は、当該電子メールは行政文書として管理すべきものとまで認められないことから、施行規程の対象となるものではないとしている。また、それらについての管理方法を定めた規程等は、上記アのとおり存在しないことから、削除を含めた管理方法は実施機関職員の裁量に委ねられている。

ウ 実施機関は、ハラスメントの相談があり、また、当該相談者が相手方の処分を希望する場合には、常設する一般的な相談窓口での相談ではなく、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン及び公立大学名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程に基づき設置される常設機関であるハラスメント審査会で対応する。

エ 実施機関は、ハラスメント審査会の委員等に対して行う出欠や資料の確認等は、通常、口頭又は電子メールにより行っており、連絡手段の一

つとして電子メールという方法をとったに過ぎないため、行政文書として管理しないと主張している。

また、実施機関は上記文書について、仮に行政文書として管理すべきとした場合、その内容に鑑みれば、施行規程上 3年保存が適当であるとしている。

4 本件行政文書①から④の有無について

(1) 条例上、公開の対象となるのは行政文書に限られており、上記 3(1) に掲げた各電子メールが存在するだけでは足りず、各電子メールの行政文書性についても判断が必要となる。

(2) 行政文書とは、条例第 2条第 2号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

(3) 実施機関は、上記 3(2) アのとおり電子メールの取扱いについて、行政文書として管理すべきと判断した場合は、施行規程に従い、行政文書として保存するとしている。

一方、行政文書として管理すべきと判断されなかった電子メールの管理方法を定める規程は上記 3(2) ア及びイのとおり存在しておらず、当該メールを保有する職員個人の裁量で管理されていることが認められる。

(4) 本件起案文書等を見分したところ、本件行政文書①から④はいずれも、実施機関がハラスメント審査会に関し、実施機関内部において、委員等に対して行う資料送付や出欠確認、当該ハラスメント審査会に関する個別の事務連絡や事前の調整等を行った電子メールであろうと思料される。

実施機関は、これらの電子メールは単なる連絡手段の一つであり、行政文書として管理されていなかったと主張する。

以上を踏まえて、本件行政文書①から④が行政文書に該当する場合と該当しない場合に分けて以下のとおり検討する。

ア 行政文書に該当する場合

本件行政文書①から④が行政文書として管理すべきものであった場合、上記 3(2) エのとおり、3年保存で足りる文書にあたりと認められることから、各請求日時点において保存期間を経過しており、廃棄されてい

たとしても不合理な点は認められない。

イ 行政文書に該当しない場合

本件行政文書①から④が行政文書として管理すべきものでなかった場合、条例に規定する公開請求の対象とはならない。

(5) 以上のことから、本件行政文書①から④が行政文書として管理すべきものであったか否かに関わらず、本件行政文書①から④が残されておらず、存在しないとする実施機関の主張に、不合理な点は認められず、他に存在を認めるに足りる事情も認められない。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の有無については、上記 4において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会からの付言

条例第13条第 1項が規定する、行政文書の全部又は一部を公開しないときの理由提示の趣旨は、実施機関の非公開決定における慎重かつ合理的な判断を確保すること及び非公開の理由を請求者に知らせることである。このため、非公開の理由は明確に示さなければならないところ、本件各処分における実施機関の理由提示は、公開請求に係る行政文書を作成又は取得していないことのみであり、本件起案文書等の記載を前提とすれば、文書の存否を争う本件各審査請求に至った事情も理解し得る。

以上より、本件各処分における実施機関の理由提示は、具体性に欠けるものであり、条例の趣旨を踏まえた適切なものであったとは言い難く、本件行政文書が存在しない理由を実態に即し適切に提示すべきであった。

実施機関においては、今後、全部又は一部を公開しないときの理由提示について、条例の趣旨を十分に踏まえ、適切に記載をするよう要望する。

第 8 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年10月24日	諮問書の受理
11月10日	実施機関に弁明書の写しを提出するよう通知
12月16日	実施機関の弁明書の写しを受理

12月26日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成29年 1月19日	審査請求人の反論意見書を受理
平成31年 1月17日 (第14回第 2小委員会)	調査審議
3月22日 (第15回第 2小委員会)	調査審議
4月19日 (第16回第 2小委員会)	調査審議
令和元年 5月24日 (第17回第 2小委員会)	調査審議
7月19日 (第19回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第19回第 2小委員会)	調査審議
8月23日 (第20回第 2小委員会)	調査審議
9月20日 (第21回第 2小委員会)	調査審議
12月20日 (第24回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年 1月17日 (第25回第 2小委員会)	調査審議
3月23日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 豊島明子、委員 森絵里